

感染症広域情報

日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（厚生労働省からのメッセージ）

2020年3月31日

<ポイント>

新型コロナウイルスの世界的感染拡大を受け、日本政府は各種水際対策を採っています。この関係で厚生労働省からのメッセージを以下お送りしますので、日本への帰国の際はよくご確認ください：

<本文>

厚生労働省からのメッセージ

現在、過去14日以内に注1の地域に滞在していた方を対象とし、本邦入国の際の検疫の強化が行われています。

- (1) 過去14日以内に、注1の地域に滞在歴のある方は、検疫法に基づき、本邦空港にて検疫官にその旨を申告することが義務づけられています。
- (2) これらの方々については、空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められます。また、全員にPCR検査が実施され、自宅等（※1）、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、結果が判明するまでの間待機いただくこととなります（現在流行地域の拡大に伴い、検査対象となる方が一時的に急増しており、空港等において、到着から入国まで数時間、結果判明まで1～2日程度待機いただく状況が続いています。ご帰国を検討される場合には、上記のような空港の混雑状況や待機時間について十分ご留意いただくとともに、便の運航状況についてはご利用予定の航空会社のウェブサイト等でご確認の上、適切な時期を御検討ください。）。
- (※1) 自宅等で検査結果を待つ場合、症状がないこと、公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。また、検査結果が判明するまで、ご自身で確保されたホテル、旅館等の宿泊施設には移動できません。
- (3) 検査結果が陽性の場合、医療機関に隔離（入院）されます。
- (4) 検査結果が陰性の場合も、入国から14日間は、ご自宅やご自身で確保された宿泊施設等（※2）で不要不急の外出を避け、待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象となります。
- (※2) 自宅等への移動は公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。
- (5) 上記（2）の検査等は、検疫法に基づき実施するものであり、検疫官の指示にしたがっていただけない場合には、罰則の対象となる場合があります。
- (6) 本件措置の詳細につきましては、厚生労働省の以下Q&Aをご確認ください。更にご不明な点がありましたら、以下の連絡先にお尋ねください。

※注1 (令和2年3月27日時点)

- ・アイスランド共和国、アイルランド、アンドラ公国、イタリア共和国、イラン・イスラム共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、サンマリノ共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国の全域
- ・中華人民共和国：湖北省、浙江省
- ・大韓民国：大邱広域市、慶尚北道の清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡

本件措置の詳細については、以下の厚生労働省の連絡先にご照会ください。

○厚生労働省ホームページ水際対策の抜本的強化に関するQ&A（随時更新される予定です）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> （PC版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> （モバイル版）